

平成 25 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 JVC ケンウッド
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 江口 祥一郎
(コード番号 6632 東証第一部)
問合せ先 取締役 兼 CFO 藤田 聡
(TEL 045-444-5232)

第 1 回新株予約権の行使価額および目的である株式の数の調整に関するお知らせ

当社は、本日別途発表しました「剰余金の配当に関するお知らせ」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、平成 25 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当を行うことについて決議いたしました。

これにともない、当社が平成 23 年 8 月 25 日に発行した株式会社 JVC ケンウッド第 1 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)について、その発行要項に基づき、本新株予約権の目的である株式の数および行使価額が以下のとおり調整されることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 剰余金の配当の内容

基準日 : 平成 25 年 3 月 31 日
1 株当たり配当金 : 5 円 00 銭
配当金総額 : 693 百万円
効力発生日 : 平成 25 年 6 月 3 日
配当原資 : 利益剰余金

2. 本新株予約権の行使価額の調整

調整前行使価額 : 454 円
調整後行使価額 : 449 円
調整後行使価額の適用日 : 平成 25 年 6 月 10 日

3. 本新株予約権の目的である株式の数の調整 (注)

調整前株式数 (潜在株式の総数) : 26,431,200 株
調整後株式数 (潜在株式の総数) : 26,725,200 株

(注) 発行要項に基づき、各本新株予約権の行使により交付する株式の数は、10,000,000 を行使価額で除した数とし、1 株未満の端数は切り捨てることとされているため、2.に記載の本新株予約権の行使価額の調整にと
もない、その適用日以後、本新株予約権の目的である株式の数についても調整されることとなります。

(参考)本新株予約権の発行要項 (抄)

当社は、本新株予約権の発行後、本号 (i) に定める配当を実施する場合には、次に定める算式 (以下「配当による行使価額調整式」といいます。)をもって行使価額を調整します。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 - 1 株当たりの配当

「1 株当たりの配当」とは、当社普通株式 1 株当たりの剰余金の配当の額をいいます。1 株当たりの配当の計算については、小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入します。

- (i) 「配当」とは、各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式の株主に対する剰余金の配当 (配当財産が金銭であるものに限り、会社法第 455 条第 2 項及び第 456 条の規定により支払う金銭を含みま
す。)をいいます。
- (ii) 配当による行使価額の調整は、会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日の
属する月の翌月 10 日以降これを適用します。
- (iii) 配当による行使価額調整式により算出された調整後行使価額が 0 又は負の数値となった場合、調整後行
使価額は 1 円とします。

以 上